

鳥取県告示第68号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町山口字良源寺1945の30
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため